

議案第 141 号

伊賀市水道事業給水条例の一部改正について

伊賀市水道事業給水条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 12 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例

伊賀市水道事業給水条例(平成16年伊賀市条例第275号)の一部を次のように改正する。

第 12 条中「特別配水系統区域(以下「特別給水区域」という。)」を「特別給水区域」に改める。

第 39 条第 1 項第 6 号中「50 円」を「80 円」に改める。

別表第 1 から別表第 4 までを次のように改める。

別表第 1 (第 11 条関係)

給水装置に設けられている量水器の口径	加入負担金
20 ミリメートル以下	270,000 円
25 ミリメートル	442,800 円
40 ミリメートル	1,350,000 円
50 ミリメートル	2,084,400 円
75 ミリメートル	5,022,000 円
100 ミリメートル	管理者が別に定める額
150 ミリメートル以上	管理者が別に定める額

別表第 2 (第 12 条関係)

特別給水区域 1

上神戸の一部

特別給水区域 2

佐那具町の一部、千歳の一部、西之澤の一部

別表第3（第13条関係）

給水装置に設けられて いる量水器の口径	工事負担金	
	特別給水区域1	特別給水区域2
20 ミリメートル以下	552,800 円	822,800 円
25 ミリメートル	691,200 円	961,200 円
40 ミリメートル	1,283,000 円	1,553,000 円
50 ミリメートル	1,861,900 円	2,131,900 円
75 ミリメートル	3,662,200 円	3,932,200 円
100 ミリメートル以上	管理者が別に定める額	管理者が別に定める額

別表第4（第31条関係）

基本料金（1箇月につき）			
用途及び量水器の口径	基本水量	金額	従量料金
一 般 用	13 ミリメートル	648 円	1 使用水量1立方メートル以上 10 立方メートル以下は、1立方メートルにつき 86.4 円 2 使用水量 11 立方メートル以上 30 立方メートル以下は、1立方メートルにつき 194.4 円 3 使用水量 31 立方メートル以上 60 立方メートル以下は、1立方メートルにつき 259.2 円 4 使用水量 61 立方メートル以上 100 立方メートル以下は、1立方メートルにつき 280.8 円 5 使用水量 101 立方メートル以上 1,000 立方メートル以下は、1立方メートルにつき 291.6 円 6 使用水量 1,001 立方メートル以上は、1立方メートルにつき 302.4 円
	20 ミリメートル	972 円	
	25 ミリメートル	2,160 円	
	30 ミリメートル	3,240 円	
	40 ミリメートル	5,400 円	
	50 ミリメートル	8,640 円	
	75 ミリメートル	21,600 円	
	100 ミリメートル	43,200 円	
	150 ミリメートル	108,000 円	
	200 ミリメートル	194,400 円	
250 ミリメートル	216,000 円		
公衆浴場用	100 立方メートル	5,670 円	使用水量 101 立方メートル以上は、1立方メートルにつき 86.4 円
臨時用	10 立方メートル	5,616 円	1 使用水量 11 立方メートル以上 30 立方メートル以下は、1立方メートルにつき 691.2 円

			2 使用水量31 立方メートル以上は、1 立方メートルにつき 777.6 円
--	--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条及び第 13 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 31 条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に水道の使用を開始する場合における料金の算定について適用し、施行日の前日以前から引き続き水道を使用している場合における施行日以後の最初の検針基準日に算定する料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 13 条の規定にかかわらず、特別給水区域 2 における施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間の工事負担金は、次の表のとおりとする。

給水装置に設けられている量水器の口径	工事負担金
	特別給水区域 2
20 ミリメートル以下	800,000 円
25 ミリメートル	934,500 円
40 ミリメートル	1,509,900 円
50 ミリメートル	2,072,700 円
75 ミリメートル	3,823,000 円
100 ミリメートル以上	管理者が別に定める額